

むつ市議会第227回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成28年3月10日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第35号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

第2 議案第36号 平成27年度むつ市一般会計補正予算

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

第3 議案第1号 むつ市行政不服審査条例

第4 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第5 議案第3号 むつ市職員の退職管理に関する条例

第6 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第7 議案第5号 むつ市地域基盤安定化基金条例

第8 議案第6号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例

第9 議案第7号 むつ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

第10 議案第8号 むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例

第11 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第10号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

第14 議案第12号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第15 議案第13号 むつ市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第16 議案第14号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第17 議案第15号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第18 議案第16号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

第19 議案第17号 むつ市防災会議条例及びむつ市災害対策本部条例の一部を改正する条例

第20 議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画について

第21 議案第19号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

第22 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第23 議案第21号 平成27年度むつ市一般会計補正予算

第24 議案第22号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第25 議案第23号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

- 第26 議案第24号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算
- 第27 議案第25号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第28 議案第26号 平成27年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第29 議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算
- 第30 議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第33 議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第34 議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第35 議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第36 議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算
- 第37 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 第38 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第39 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第40 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成27年度むつ市一般会計補正予算)
- 第41 報告第5号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第42 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成27年度むつ市一般会計補正予算)
- 第43 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成27年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	遠 藤 雪 夫
代 表 員	阿 部 昇	総 括 監	花 山 俊 春
監 査 委 員	川 西 伸 二	財 務 部 長	石 野 了
総 務 政 策 長	柳 谷 孝 志	保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹
民 生 部 長	高 橋 聖	經 理 政 推 進 監	二 本 柳 茂
經 済 部 長	吉 田 正	川 内 庁 舎 長	松 本 大 志
建 設 部 長	坂 井 隆	内 野 所 長	白 尾 芳 春
大 所 大 管 理 課 長	鹿 内 徹	協 野 所 長	杉 山 重 行
計 者 務 部 事 長		選 委 事 務 局 理 會 長	
會 管 総 政 理 出 納 室			

監事監事次	委員局長	竹	山	清	信	農委事務	業局長	工	藤	初	男
教育局長	委員局長	古	川	俊	子	農委事務	業長道長	川	森	浩	史
總政政推企課	策進調	光	野	義	厚	公局下部	務部課	野	藤	賀	範
財政推	務進監	氏	家		剛	財副稅	務理課	赤	坂	吉	千代
經副商課	濟理觀	金	澤	寿々	子	教委事政推	員務進	寺	島		誠
總政總總	策務主	中	村	智	郎	總政防課	策政	須	藤	勝	広
財財	務課	吉	田		真	民保課	生年	藤	島		純
經產課	濟業創	吉	田	和	久	脇庁産課	野業建	向	川		明
教委事總	員務課	高	杉	俊	郎	教委事總主	員務	柏	谷	圭	則
總政總主	策務主	栗	橋	恒	平						

事務局職員出席者

事務局長	柳	田		論	次	長	濱	田	賢	一
總括主幹	佐	藤	孝	悅	主	幹	小	林	睦	子
主任主査	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月3日、市長から今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、昨日開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案一括上程、提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第35号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第36号 平成27年度むつ市一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第35号 むつ市立学校設置条例の

一部を改正する条例についてであります。本案は、改築中であったむつ市立脇野沢小学校の完成を受け、移転の期日が確定したことに伴い、平成28年4月1日をもって同校の位置を変更するためのものであります。

次に、議案第36号 平成27年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案で提案いたします補正予算は、7,095万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、339億6,329万5,000円となります。

歳入歳出の主なものについて、歳出には地方創生加速化事業費を、歳入には事業との関連により国庫支出金等を計上しております。

また、北海道新幹線開業をトリガーとしたむつシティプロモーション推進事業外4事業については、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を追加しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第35号及び議案第36号については、3月18日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3～日程第43 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第1号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 議案第1号 むつ市行政不服審査条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

- 18番（齊藤孝昭） 議案第1号は、行政不服審査法の全部改正に伴う同法の規定に基づく不服審査に関し必要な事項を定めるものでありますが、1点だけ質疑させていただきます。

この条例に基づいて審査会を設置することになりますが、この審査会の委員になる方の主な要件をお知らせください。

- 議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

- 総務政策部長（川西伸二） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市行政不服審査会の委員の要件につきましては、本条例第6条第1項において、「委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する」という規定をしてございますことから、法解釈の専門家や行政に精通した方として司法書士、行政書士、さらにむつ市情報公開・個人情報保護審査会の委員などを考えてございます。

- 議長（浅利竹二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第2号

- 議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

- 18番（齊藤孝昭） これも議案第1号と同様に、行政不服審査法の全部改正に伴う条例の改正であります。まずは行政不服審査法上の第三者機関をどのような方法で設置するのか、また既に設置している情報公開審査会や個人情報保護審査会との関係はどのようになっているのかお知らせください。あわせて、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定などに対する審査請求があった場合の取り扱いについて、説明をお願いします。

- 議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

- 総務政策部長（川西伸二） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

地方公共団体が設置いたします審査会につきましては、不服申し立ての状況等に鑑み、常設とすることが不適当または困難であるときは条例で定めるところにより事件ごとに臨時設置することが認められておりますことから、不服申立件数等の実績を勘案し、臨時設置方式を予定しております。

また、既設のむつ市情報公開・個人情報保護審査会との関係についてであります。当該審査会には行政不服審査法の規定が適用されないこととされておりますので、法令上明確な整備がなされており、それぞれ独立した組織となっております。

次に、むつ市情報公開条例及びむつ市個人情報保護条例の規定に基づく開示決定等に対する審査請求の取り扱いについてであります。いずれも行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定に基づき行政不服審査会への諮問は行われず、従来どおりむつ市情報公開・個人情報保護審査会において審査されることとされております。

- 議長（浅利竹二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第5 議案第3号 むつ市職員の退職管理に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第6 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第7 議案第5号 むつ市地域基盤安定化基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 議案第5号 むつ市地域基盤安定化基金条例につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

これは、合併特例債を使って基金に積み立てするというものでありますけれども、合併特例債として事業に使用すると、基金に積み立てた後の事業に資する場合のその使い道には違いがあるかどうか。

また、合併特例債のほうには15年というふうな期限がたしかあったかと思いますが、基金も同様な取り扱いになるのか。

また、この基金につきまして、最終的にはどれくらい積み立てる予定なのか、あわせてお聞きいたしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 合併特例債として事業に使用すると、基金に積み立てた後に事業に使用する場合の違いについて及び合併特例債には期限があるが、基金も同様なのかとのお尋ねにお答えいたします。

答弁の順序が逆になりますが、まず合併特例債活用の期限につきましては、事業充当の場合と基金積み立ての場合のいずれも市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成されております新市まちづくり計画の計画期間である平成31年度までとなっているものであります。また、合併特例債を直接事業に充当する場合につきましては、活用期限の平成31年度までに限定されるとともに、その使い道は市道整備や学校等のハード事業に限られております。これに対し、基金に積み立てた後に

活用する場合についてであります。ハード事業のほか、ソフト事業への充当が可能となり、幅広く活用を図ることができることや、基金の積み立てに係る合併特例債の発行期限は同じ平成31年度でありますものの、基金として積み立てたものについては、平成32年度以降においても運用することが可能となっております。

また、基金の取り崩しについては、元金の償還を終えた範囲内が翌年度以降に行えるようになっており、活用まで一定の期間を要するものであります。長期間にわたり計画的かつ柔軟に運用できるものであることから、重要な財源として地域の基盤安定化に資するものと考えております。

次に、合併特例債を最終的にはどれくらい積み立てる予定としているかについてであります。基金造成に係る合併特例債の発行限度額については約24億4,000万円であり、この場合一般財源を加えた基金積立額は約25億7,000万円の規模となるものであります。このうち平成28年度予算では合併特例債9億5,000万円、基金積立額10億円を計上したところでございますが、今後につきましては、合併特例債に係る普通交付税措置の有利性や財政状況を総合的に勘案しつつ、どの程度の積み立てが可能か見きわめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） 平成31年度までということなのですけれども、積み立てた後であります。その後も使えるということで、大変市にとっては有利な基金かなというふうに思っております。これは、今24億円とか25億円というふうなお話がありましたけれども、そのうち市で負担するのが30%になるかと思うので、7億5,000万円前後で、逆に言うと7億5,000万円前後の負担で25億円くらいの一般財源が手に入るというふうな見方もできるのですが、基金については、これはもう積み立

てた後は一般財源と考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 一般財源ということで全てのものということではございませんけれども、合併の効果としてあらわれる事業全てにおいては活用可能というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第8 議案第6号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第9 議案第7号 むつ市消費生活センターの組織及び運営等に関する

る条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第10 議案第8号 むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) この条例が実施されるとどういふふうになるのかというのが、よくイメージ湧きませんので、まずこの条例の目的は何なのか、なぜこういう条例が提案されたのかというのをお聞きしたい。

それと、この条例によってどのように変わるのか。参考資料というのがカラー刷りでもらっていますが、これを見てもなかなかよくわからないので、参考資料に沿ってこれがどういふふうになるのか、説明をもらえればなというふうに思います。

○議長(浅利竹二郎) 建設部長。

○建設部長(吉田 正) 本条例の目的につきましては、条例案第1条に定めておりますが、平成28年2月2日付でむつ市都市計画審議会から同意を得た特定用途制限地域内における建築物等の用途制限を定めることにより、合理的な土地利用を図り、良好な環境の形成及び保持に資することとしており、建築基準法に基づき条例の制定が必要となっ

ております。

この条例は、建築確認制度における立地の可否について審査の判断基準となるものであります。これにより、市街地の拡大につながる大規模小売店舗等の立地が制限され、新たなインフラ整備や都市機能の維持管理費の発生を防ぎ、人口減少社会に対応できる持続可能なまち、すなわちコンパクトシティを目指していくものであります。

現在の白地地域内における土地利用の現状や動向を踏まえて特定用途制限地域を4つの区分にしております。住宅地として開発行為がなされた箇所を居住環境保全地区、物流施設や商業施設等が立地されている国道、県道沿いを幹線道路沿道地区、住宅と業務施設が既に混在している箇所を産業業務地区、自然環境が保全されている箇所や低密度な住宅地となっている箇所を自然環境共生地区として白地地域を基本的な4つのエリアに区分しております。

以上でございます。

○議長(浅利竹二郎) 5番。

○5番(横垣成年) この参考資料を見ると、女館の地域ですか、今ユニバースが建った柳町4丁目ですか、道路の北側のほうが産業業務地区というふうになっておりますが、ここのところをもう少し説明願いたいと思います。

産業業務地区というわけですから、何か工場が建つようなイメージを持ってしまったのですが、そういう形の地域にするのか。先ほどの答弁ですと、無秩序な市街地開発を防ぐために一定の制限を設けるためにこれは設定したと、コンパクトシティに向けたものだとかという答弁がありました。そこら辺は大体わかるのですが、ここの産業業務地区というふうな部分にしたというのがなかなかよく理解ができない部分でしたので、改めてここの部分の意味合いを、なぜこういうふうな形にしたのかというのを教えていただければと思い

ます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

産業業務地区にした柳町地区の理由なのですが、産業業務地区につきましても、住宅や業務施設が既に混在している箇所として区分しておりますけれども、柳町4丁目地区につきましても、住宅地としての土地利用や自動車販売業、自動車修理工場等の建物用途が既にある程度混在している状況などを踏まえまして、産業業務地区としたところであります。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういう混在している地域は、ではここ以外にはないというふうに判断してよろしいのか。結構自動車修理工場だとか、そういう工場がここ以外でもあるのですが、そういったところはそういう地域に指定はしないで、ではここだけが産業業務地区と。そういう意味では、特別な地域というふうな判断をしていいのかどうか。また、ほかのほうはそういった混在した地域はなくて、ここだけが特別そういう地域だというふうには私たちは理解していいのかどうか、再度よろしくをお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

産業業務地区、それ以外にもというふうなお話なのですが、既に都市計画の用途区域内にもそういう施設は指定してございます。さらに、今の特定用途制限地域の中では幹線道路沿道地区、ここにつきましても住宅とかいわゆる物流施設、商業施設等が立地されておりますので、そちらのほうにつきましても、幹線道路沿道地区ということで区分しております。

以上であります。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番大瀧次男議員。

○15番（大瀧次男） 議案第8号について、3点ほど質疑をさせていただきます。

これは用途地域の無指定地域の制限を条件とするということだと思いますけれども、この参考資料をいただきましたが、ちょっと詳細、その適用範囲がちょっとわかりにくいということで、説明を願いたいと思います。

2点目は、この幹線道路沿道地区、これは幹線道路から何メートルを適用するのかということと、もう一つは現在の用途地域、例えば今回居住環境保全地区とか幹線道路沿道地区と4件になっていますが、これが現在の用途地域の何に当てはまるのか。例えば色塗りでピンクは近隣商業地域になるのか、そのままその前の用途地域に当てはまるのか、この3点をお尋ねいたします。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 1点目の幹線道路沿道地区の詳細な範囲ということでよろしいでしょうか。その詳細な範囲につきましては、幹線道路中心より何メートルが範囲になるかとあわせてお答えしたいと思います。

幹線道路沿道地区につきましては、国道338号バイパス沿道の十二林、緑ヶ丘地区では店舗等の立地した開発行為の許可がなされた区域及び新田名部川から大曲の3差路までにおいては、国道279号沿道では道路端から両側100メートルずつ、県道赤川下北停車場線沿道では東側は道路端から100メートル、西側はJR大湊線中心までを範囲としております。

3点目の4つの地区の制限で用途地域のどのようなというふうなお尋ねでありますけれども、それぞれのエリアの特徴に応じて制限内容を定めております。内容といたしましては、居住環境保全

地区では第一種中高層住居専用地域を基本とし、小規模な店舗や事務所、工場を許容しながら居住環境に影響を及ぼす施設の立地を制限することとしております。

自然環境共生地区では、第二種中高層住居専用地域を基本とし、小規模な店舗や事務所、工場を許容しながら、自然環境に影響を及ぼす施設の立地を制限することとしております。

産業業務地区では、第二種中高層住居専用地域を基本とし、中規模な店舗や事務所、工場等を許容することとしております。

幹線道路沿道地区では、第一種住居地域を基本とし、一定の商工業系の土地利用を許容しながら、大規模店舗等の立地を制限することとしております。

以上であります。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） わかりました。今話の中で、開発許可をとった緑ヶ丘、そして中央町の現在スーパーのある場所ですが、これは幹線道路沿道地区に指定しております。平成25年7月19日ですか、今の現行のむつ市の都市計画ができていますが、現在の都市計画の変更はいつごろなされるのか、もしわかったら教えていただきたいと思います。現在用途地域がある場所です。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

本条例を御議決いただければ、その後に来年度、再来年度と立地適正化計画を策定して、平成29年3月には策定される予定であります。それを踏まえまして、用途地域の変更というのも検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで大瀧次男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第11 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第12 議案第10号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第13 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第14 議案第12号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第15 議案第13号 むつ市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、6 番目時

睦男議員。

○6 番（目時睦男） 5 点ほどお尋ねをいたします。

1 つは、この条例改正は平成27年度職員給与3%削減後、来年度、平成28年度においても継続するものでありますが、それは財政状況が起因しているのではないかと想定しているわけですが、職員給与3%を削減するという理由について説明をお願いします。

2 つ目は、来年度の給与引き下げが一般会計、特別会計それぞれの該当する職員合わせて人件費の削減額を幾ら見込んでいるのかであります。あわせて、現段階では来年度以降の削減は考えていないとの理解でいいのかをお知らせ願います。

3 点目は、給与は職員にとって労働条件の重要な事案ではありますが、そういうことからして、当然職員組合との協議がなされたものと理解をしますが、今議会への上程は労使合意がされたうえでの条例という理解をしていいのかわかると、労使協議の経緯を含めてあわせて説明をお願いします。

4 点目は、国家公務員給与との比較をあらわすラスパイレス指数があるわけですが、平成27年4月現在と、今回上程されている3%引き下げ後の平成28年4月現在を想定したむつ市の指数、それとあわせて人口規模、産業構造が類似している自治体平均の指数、全国の市全体の自治体平均のラスパイレス指数は幾らになっているのかお知らせを願います。

最後、5 点目ではありますが、平成17年度決算で18%であった人件費率が平成25年度決算では12.68%になっていますが、比率がこのように下がっているのはどのようなことが要因として考えられているのか、この5 点についてお尋ねいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 目時議員のお尋ねにお答え

いたします。5点ほどお尋ねいただきましたが、私からは、この3%とした理由、そして経緯について回答を申し上げ、その他につきましては、担当部長よりの答弁とさせていただきます。

昨年8月にむつ市財政中期見通しを公表いたしました。このまま何の対策も講じない場合、平成32年度には20億円を超える累積赤字を抱える見込みとなりましたことから、財源対策の一環といたしまして、平成27年度には市単独補助金の一律10%を含む各種事務事業の見直しを行い、平成28年度には使用料及び手数料の引き上げを実施したところであります。しかしながら、平成28年度一般会計予算の歳入におきましては、地方交付税及び電源立地地域対策交付金の大幅な減額が見込まれますとともに、歳出におきましては法人立保育所運営費、子ども・子育て支援新制度等社会保障費の急増等や、大畑診療所の不良債務の解消、下北医療センターに対する債務負担行為の履行が大きな財政負担となっており、使用料及び手数料の引き上げ、ふるさと納税の増額、市税徴収率の引き上げ、普通建設事業費の抑制、10%から15%に及ぶ私を含めた特別職給与の減額、退職者一部不補充による職員数の削減、小規模事業者改善資金利子補給金事業、於法岳スキー場運営事業等の廃止をもってしても財源対策が追いつかない状況であります。

今後も財源対策を進めていくうえで、このたびの使用料及び手数料の引き上げのように、市民の皆様にご負担をおかけする事案も考えられますが、これ以上のご負担を強いることもなかなか難しいとの思いから、財源対策に一定のめどがつくまでの間、ともに痛みを分かち合うといった意味も含め、総合的に判断をし、財源対策後の不足分を補填するため、最終的に3%の職員給与の減額措置を継続する苦渋の決断に至ったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

お尋ねの2点目、3%の削減により年度全体で人件費削減額を幾ら見込んでいるか、また来年度以降の削減は考えていないと理解してよいかというお尋ねにお答えいたします。

3%の削減によりまして、一般会計では平成28年度の人件費削減額につきましては7,362万4,000円を見込んでございます。特別会計では、316万円ほどの額と見込んでございます。そして、管理職手当の減額分を合わせまして、これは一般会計のトータルになります。9,586万1,000円となっております。減額措置につきましては、職員組合との交渉の結果、今後毎年財政状況等を踏まえながら協議することとしており、現在のところ長くて3年程度での終了を予定してございます。

次に、お尋ねの3点目でございますが、職員組合との労使協議のこれまでの経緯ということでございますけれども、職員組合とは、これまでに2月4日、2月15日、2月18日、そして昨日になりますが、3月9日の4回にわたりまして団体交渉を行ってございます。この中におきましては、今年度引き続き給与を減額せざるを得ない状況にある旨を説明させていただきまして、協議を重ねた結果、昨日職員組合には重い判断をしていただき合意に至っております。

次に、ラスパイレス指数のお尋ねでございます。平成27年4月1日現在のラスパイレス指数につきましては、92.7となっております。お尋ねの平成28年度分につきましては、現段階ではまだ積算できない状況でございます。

それから、続きまして類似団体の平均のラスパイレス指数ということですが、平成27年現在の数値は、まだ総務省のほうから示されておりませんので、不明でございますが、平成26年4

月1日現在の数値を申し上げますと97.9となっております。なお、全国の市の平均のラスパイレス指数、これも同じく平成26年4月1日現在の数値ではございますが、98.6となっております。

最後、5点目になりますが、歳出に占める人件費の割合につきまして、その年度ごとにおける普通建設事業や各種の事務事業の実施状況により変動する要素を含んでおりますけれども、さらに平成17年度の人件費につきましては、合併直後でありましたことから、事務事業は統合したものの、旧町村の職員全員が新市に移行したということもございまして、人件費の割合が高い状態になっているものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。今の説明の中で明らかになったと思うわけですが、むつ市のラスパイレス指数が昨年4月1日現在であります92.7、類似団体で、この類似団体というのは全国の各県を含めた自治体の中での我がむつ市と規模が同じような人口とか等々、そういう団体の平均の指数だという理解をするわけですが97.9。全国全自治体の平均が98.6。ということは、むつ市が全国的にも職員の給与が低位にあるということが、この数字からもあらわれているということに理解をします。

それと、人件費比率が平成17年合併当初時点と平成25年度で6%から7%比率が下がっている。これは、私なりの理解からしますと、大きな要因としては職員が減少している、職員数が。それと、今回のように給与の引き下げが大きく起因するだろうと私なりに理解をしております。そういう中で、再度のお尋ねであります。1つは、先ほど説明があった、昨日労使での合意がされたという答弁であります。ということは、今議会に条例改正として議案として提案された時点は労使の協議

が調わない中での提案であったことが明らかになっております。私は、正常な労使関係を築くという面からした場合に、それとまた議会に対しては労使合意を前提とした中での議会提案をするということが必要だという、そういう前提に立っていくことが至当だと思いますが、今後の扱いについての考え方をお示し願いたいと思います。

2つ目が、今示されたラスパイレス指数が先ほど私が言いましたような職員の減少と給与の削減が大きく起因しているということでの理解をしていますが、そのような判断を同じようにしているのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

ちなみに、私なりに職員の給与の状況がどうなっているのかということで調査をした中でいきますと、国家公務員と地方公務員、これは2011年のデータ比較ではありますが、国ベースでの比較では国家公務員の給与月額が39万7,205円、これに対して地方公務員の給料月額が37万7,625円。要するに国家公務員のほうが1万9,580円高くなっているという状況であります。

そういう状況の中で、県内10市のむつ市と同等規模の、いろんな意味で同等規模では十和田市と五所川原市を比較されています。その五所川原市とむつ市の一般行政職員の給与の比較を全国の都道府県と市区町村、これは全国で1,788団体あるわけですが、そのランクも全国ランク、統計で示されております。それを2015年4月現在で比較をしてみますと、我がむつ市は平均年齢が40.8歳、平均給与が32万9,118円。先ほど言いました国ベースでいきますと31万5,146円、そして……

○議長（浅利竹二郎） 目時議員に申し上げます。

質疑に当たりましては、会議規則第56条第3項の規定により、自己の意見を述べる事ができないことになっておりますので、簡潔にお願いいたします。

○6番（目時睦男） わかりました。もう少しで終わります。

全国のランクからしますと、1,657位になっています。十和田市が41.8歳、35万7,317円、国ベースで、全国順位が1,759位、五所川原市が41.8歳、35万3,061円、全国順位では1,347位。十和田市、五所川原市と比較した場合に、むつ市が2万4,000円弱から2万8,000円強低くなっています。私は、今後職員のモチベーションを上げていく、そういう点から見た場合でも、今回の3%の削減はいかなものかという思いをするわけですが、今私が言ったようなことを含めて、市としての見解をお示し願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、基本的な考え方からですが、ラスパイレス指数というのは、これはあくまでも一指標にすぎないということで私は考えております。るるご説明をいただきましたが、そのような見解でございます。

それから、この給与ということ考えたときに類似団体という言い方をされていますけれども、それは人口規模というよりは、やはり財政規模、そういったもので、財政規模ではなくて財政の状況ということで考えなければならないことですし、また我々が給与という部分で見ていかなければいけないのは、これはまさに市民の皆様の所得だと思えます。これが果たして都心部やあるいは全国の水準からして高いものにあるのかどうか、その辺も考慮したうえで我々は考えているということは申し伝えます。

具体的なお尋ねについての回答については、担当部長からさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、今定例会に上程するに当たり、組合の合意を得てから上程すべきというお話がございました。先ほどもお話しいたしましたとおり、組合との交渉は2月4日から昨日まで4回ほど開催してございますが、上程の前の段階の交渉の時点で、平成28年度の削減の条例を提案することについては、組合のほうからは了解を得たうえで提案させていただいております。それで、合意のほうは昨日になりましたのは、平成29年度以降のそういった取り組みに対しての組合との協議が残ってりましたので、最終的な合意が昨日になったという経緯でございます。

それから、ラスパイレス指数の件ですが、確かに平成26年度の数字と比較しますと、今回の3%削減したパーセンテージに相当する数字がラスパイレス指数のほうも下がっているというふうな数字からも、やはり3%の影響はラスパイレス指数には出てきているのかなと判断してございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。最後のお尋ねというか、考え方を示していただきたいわけですが、先ほど市長からもお話がありました、財政が厳しい状況の中で財政中期見通しに示されている部分について、手数料とかの引き上げもしていったし、身を切る思いで職員の給与も削減をせざるを得ないのだと、こういうことでありますが、この財政中期見通しの財政健全化の中身を見ますと、項目として8項目重点事項を挙げております。今回の給与引き下げも、その中の一つという理解をするわけですが、8項目全体の年次的な計画も含めた再建計画がこれから検討して、今検討していますよというこれまでの議会での答弁経緯からしますと、そのような理解をするわけですが、今回給与削減を先行して実施をせざるを得ないというか、することにし

たのはどのようなことなのか、再度の見解を示していただき私の質疑を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

給与について先行して行っているというふうな認識はございません。昨年度も実施をさせていただいていますし、その前に私を含め特別職の給与あるいは管理職手当等も削減をさせていただいているところでございます。

○議長（浅利竹二郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 目時議員の質疑の中で、一定程度私の質疑の答弁になっている部分がありますが、再度確認も含めて何点か質疑させていただきます。

まず、減額の理由は何かということですが、それは答弁によりますと財政中期見通し、これによると5年後には20億円の赤字になると、それを防ぐためだと。財源対策にめどがつくまでということですが、私はやっぱりそういう理由で給与を減額していいのかというふうに思います。給与というのは、やっぱり生活給であります。それで、皆さんしっかり生活していくということで人事院勧告でも一定の基準を示して、そして当然公務員というのは一定程度ストライキを制限されたりとか、そういう制限かけられる中で人事院勧告がこういうふうな形で保障するというふうな歴史があって給与の体系ができ上がっていると。そういうことが、これから財政中期見通しではこのぐらい大変になるからお願いするというふうな形でいいのか、私は今までも市長にいろいろ述べてまいりましたが、やはり給与というのは、いろんな対策をとって、どうしても何とか頼むというふうな状況であれば、私は許されるかなというふうに思っております。そういういろんな対策を立

てた、そしてどうしてもこれ以上というふうな状況ではないというふうに私は思います。

私の一般質問の中で、財政は悪化しているのかと聞いたら、悪化はしていない、平成26年度は黒字だということは、職員は努力しているのです。職員は手を抜いているわけではない、一生懸命働いているわけですから、何も減額する理由はないわけです。将来的に大変になるからというのは、理由にはならないです。将来は、そうならないために今いろんな対策を立てるということをしなければ。ですから、そのこのところ、生活給というのはやっぱり簡単に減額するものではないと思いますが、そのこのところの市長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それと、減額の対象者と減額の総額はということをお聞きしたいのですが、先ほどの目時議員の答弁の中では、総額で9,586万1,000円ということでもいいのか、これを再度確認させていただきます。あと人数ということで。

それと、3点目ですが、むつ市の職員に在籍したままむつ総合病院とかに派遣されている職員がいるのですが、そういった職員も一緒に減額されるのかどうかというのをお聞きしたいと思えます。

それと、先ほど目時議員のほうでは、長くても3年程度というふうな答弁があったのですが、そういうことであるのかどうか、再度ここは去年、ことし、平成28年度、平成29年度、こういう3カ年で減額というのはとりあえずやめようということなのかどうか、そこを再度確認させていただきます。

それと、減額というのは、当然年金とか、あと退職金とか期末手当とかいろいろあるのですが、月々の給与以外に、そういう部分にも反映されているものなのかどうかお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、職員の仕事ぶりに対して評価をいただきまして、まことにありがとうございます。ただ、職員が大変な苦勞をしていて、そして給料を削減されること、このことに対して忍びない、簡単なことではない、まさに自分が下げているから簡単に下げればいいというふうなことではないと感じているのは、この私本人であります。私が休日、祝日返上で働くのはともかくとしても、勤務時間外、休日、祝日休みなく、いつこの庁舎に来て、必ず職員が今働いている状況にあります。しかも、1人や2人ではありません。課全体で働いていることもあるし、大体はどこの部にも人がいるという状況です。これは、いろんな要素がありますけれども、それだけ世の中の流れについていくことが大変な時代なのだと思っています。それに輪をかけて新しい取り組みを、やはりどんどん、どんどんやっていこうというような前向きな職員がたくさんいると、そういうことだと私は認識しています。

そういった中で給与カットをするということは、モチベーションの問題にも非常に深くかかわりがあるということかもしれませんけれども、それでもやはり前に進まなければもっとも悪くなる。いわゆる背水の陣だというふうに私は思っておりますけれども、そういうふうな認識で恐らくいてくれる人が多いのではないかと思います。

あしたぎょうと同じように迎えられるという保障は、今このむつ市にはありません。私は、常に職員には、それぞれが同じ屋根の下で働く家族だと思って仕事をしてほしいというふうにお願いしています。すなわちこれは、例えば新採用の職員であれば19歳からこの場所で働くわけです。そうすると、部長はもうほとんど親、父親であったり母親と同じ世代、そしてそれが少し年がいけば

弟ができ、妹ができ、そして日々の指導は兄、姉、そういった形で指導を受ける。まさに幅広い世代の、そして多様な人材が働いているというのがこの市役所です。そういう意味で、コミュニケーションを家族と同じようにとってほしいということをお願いをしているわけです。

私として、この家族の生活に関する給与カットをするわけですから、これがつらくないわけがありません。ただ、一方で私は、この家族を引っ張っていくという責任があると同時に、市民の皆様代表として、唯一この家の中で働いているということでもあります。すなわち、一方の家族である市民の皆様に負担を強いている現状の中で、財源不足の現状がある中では最小限の給与カットは身を切る改革としても必要なものであると考えています。最終的には、職員組合もそういった事情を十分に理解をしていただき、合意に至っているものと考えておりますので、我々市役所は労使一丸となって市民の皆様の暮らしのため、今なすべきことをやっているという認識でおりますので、今回の措置についてはご理解を賜りたいと存じます。

その余のお尋ねについては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 横垣議員の残り4点ほどのお尋ねかと思っておりますけれども、私から答弁させていただきます。

まず、減額の対象者と減額の総額というお尋ねですが、一般会計におきましては、対象者の人数は465名、管理職手当を含んだ総額としましては、先ほど目時議員にお答えしたとおり、9,586万1,000円となっております。

それから、次のむつ総合病院に派遣されている職員も減額対象かというお尋ねでしたが、それらの職員も同様の対応とすることとしてございま

す。

それから次に、削減の期間のお尋ねだったと思いますが、特別職の削減措置につきましては、平成27年度から3年間継続することとしておりますが、一般職員につきましては、職員組合との交渉の結果、財政状況等を踏まえながら、毎年度協議することとしておりまして、現在のところ、長くても3年で終了したいと考えております。

最後に、減額の影響は他の手当等にも影響するのかというお尋ねだったかと思いますが、減額につきましては、年金、それから期末勤勉手当、時間外手当に影響はございますが、退職手当につきましては影響がないものでございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 市長も大変苦渋の選択だというふうな答弁で、そこは十分理解はするのですが、やはりもうちょっと対策を、その苦渋の選択する前に対策をもっと打てなかったのか、打たなかったのか、打てないのか、そのところはもう少し再度お聞きしたいと思えます。

それと、市長はモチベーションが低下するというのも十分というふうな答弁がありましたが、やはりこのところが大変私は危惧するところであり、それこそ市長が職員を見て、それなりに頑張っているという姿を見ていけばいいのですが、それこそ対象者が465名ですか、465名全てが市長が思うような形でしっかりやらしてもらえればいいのですが、中には一生懸命頑張っているのに、ちょっとこういうカットはおかしいのではないかというふうな思いを持っている方もいるのではないかなというふうには私は思いますし、そのところ、モチベーションがやっぱり低下していく。それこそさっき言ったように、財政は悪化していない、私たちは努力しているのだと、それについてきちんと報いるような市長であってほしいと、逆

にそういう期待はかなりあるのではないかなというふうには思っております。ですから、そのところをモチベーション、どういうふうにして市長としては、市長がただ一生懸命やっていたらいいという、そういうことばかりでない部分も問われているのかなというふうには思います。そのところ、もう少しモチベーションを上げるために市長としてはどういうことを考えているかというのをもう一度お聞きしたいなというふうには思います。

財政健全化計画、財政中期見通しでは20億円の赤字になるわけだから、それに対する財政健全化計画をつくるべきだと、私が幾ら主張してもなかなかつくりませんが、やはりそのモチベーションを上げるためにこういう計画はどうしても必要だと思っております。というのは、職員みんなでの赤字になるのを防ごうというふうな形で、ボトムアップ式で財政健全化計画をつくれば、職員みんなでつくったわけだから、みんな責任あるわけですね。そうすると、それに向けて……

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員に申し上げます。質疑は簡潔にお願いします。

○5番（横垣成年） それに向けて皆さん頑張るわけです。こう頑張れば財政が健全化になって我々の給与もきちんともらえるようになるというふうになりますから、そのところをもう一度きちんと、全職員挙げて財政健全化計画をつくるというふうな考えはないかというのをお聞きしたいと。

それと次ですが、こういう9,586万円、1億円です、年間。やっぱりこの1億円が、それこそ市場に出なくなる、それこそむつ市の経済に与える影響はやっぱり大きいと思います。このところ、市長、地域経済のことを考えても、この1億円全部使えるわけではないですけども、大変冷え込ませるというのを、市が先頭に立ってそういう原因をつくっていいのかどうか、このところをもう少し市長の考え方をお聞きしたいなというふう

に思います。

そして、むつ総合病院のほうに派遣されている職員は同じように減額されるというのですが、片やほかのむつ市の職員の籍のない職員は減額されないわけです。これは、前回下北地域広域行政事務組合議会に私が行っているときも同じ状況でした。風間浦村とか東通村の職員はカットされなくて、むつ市在籍の職員がカットされて。ですから、同一労働同一賃金という原則がもう守られない状況で、同じ仕事をしているのに彼はカット、俺はカットされない、こういうふうな環境を今年度つくってしまったわけです。こういう状況を今もって続けるというのは、やっぱり私は異常事態だなというふうに思います。そこのところの考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 簡潔にお答えいたします。

まず対策、これまでの対策ですけれども、私自身も含めた特別職給与の削減、退職者一部不補充による職員数の削減、小規模事業者改善資金利子補給金事業の廃止あるいは法岳スキー場廃止等のさまざまな事業の廃止、そういったことをもってしても財源対策が追いつかない状況だということは、先ほどの目時議員への答弁でお答えさせていただいたとおりであります。

また、財政中期見通しにかわる計画を策定してモチベーションを上げろということでもありますけれども、予算案を策定している段階では全職員がこれに関与して、それぞれ財源対策を講じる中で今回の平成28年度予算案を仕上げてございますので、それと同じ効果があると思います。

地域経済への影響ですけれども、3%の減というのは限定的だと思います。

同一労働同一賃金に基づくことからはそれるのではないかと考えておりますけれども、それぞれ消防等で働く職員については、各自治体の採

用であったり処遇であったりということの中で働いているということでございますので、単純に同一労働同一賃金の原則が当てはまるものではないと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 市長は、モチベーションは予算、これ全職員でつくっているからそう低下はしないと断言するのですが、これはあくまでも1年間なのです、予算は。先ほど部長が言いましたが、3年間を限定としているけれども今後の交渉でということ、かなり余韻を残しているわけです。それで、これで終わりだというめどが、はっきり答弁はしてもらっていないわけです。ですから、この予算はあくまでも1年間。これやったからといって、もうカットがなくなるというふうな意識にはならないですね、市長。だから、そのことです。このモチベーションを上げるには、やっぱりきちんと、これをやったらこういうふうな結果になるよという、こういうのを示すことがやっぱりモチベーションを高めることではないかなと思うのです。やっぱり誰でも、馬がエンジンをぶら下げられると一生懸命走るといふのと同じように、目的をきちんと首長は、市長は掲げて、そこに向けて、ただ家族と一緒に働こうと、こんな観念的なことではなくて、目的をしっかりと職員に示して、これをやるとこういうふうになるよというのをきちんと示す、これはやっぱり財政健全化計画というのをつくるのが一番モチベーションが上がる方法だと思いますが、再度ご答弁お願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほどのお尋ねの中で、エンジンをぶら下げたら走るといふようなことがありましたけれども、これは職員に対して大変失礼な言い方だと思います。この件については、訂正を強く求めます。

我々公務員は、どんなことがあっても、このむつ市の発展に日々取り組む存在でありますので、それが給与だけでモチベーションが上がる、下がるといったことはございません。そして、全ての政策、特にことしは、昨年はずけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで地方創生がテーマに上げられました。これも、全庁一丸となって全ての職員からのアイデアを募り、全ての職員があしたのむつ市をつくっていくためにすばらしいアイデアをたくさん出させていただきました。その中でもよりすぐりのものが、今総合戦略の計画の中に入っている。職員は給与だけでモチベーションが上がる、下がるということは決して私はないと思いますので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員、先ほどの訂正はどうですか。

○5番（横垣成年） 先ほどのニンジン云々という発言は訂正させていただきます。非常に失礼な発言をしたということで、謝罪をさせていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

ここで午前11時30分まで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

◇議案第14号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第16 議案第14号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第17 議案第15号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 3点お尋ねをいたします。

1つは、今回の平均4%の国保税の引き上げでありますが、その引き上げをする考え方というか、前には受益者負担が原則だと、こういう言い方をしておったという記憶をするわけではありますが、この点についての考え方をお示し願います。

2点目は、ご案内のように国保の加入者は年金生活者とか零細企業の経営者、その従業員等々が大半であります。引き上げによって生活が大変厳しくなることが予測されるわけではありますが、平成26年度以降、平成27年度、平成28年度、平成29年度、この収支均衡を図るとのことでの引き上げという理解をするわけではありますが、そのような

ことで理解をしていいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

3点目、最後は、引き上げの中身を見ますと、所得割、均等割、平等割、この3つについても医療費分が引き下げというか、後期高齢者支援金分と介護納付金分が引き上げというような中身であります。そういう意味から、医療分を引き下げずる内容はどのようなことからののかお知らせを願います。

以上、3点お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目、国保会計について受益者負担で運営すべきとの考えを述べてきたが、今回の引き上げはその考えに基づくものかとお尋ねでございます。

一般的に医療保険制度の仕組みは、被保険者の所得や世帯の人数等に応じて加入している医療保険に保険料を支払うことにより、それぞれの制度において定められた割合の自己負担のみで医療機関を利用することができるというものであり、基本的に受益者負担で運営すべきではあります。しかしながら、国民健康保険は地域医療の根幹を担い、国民皆保険制度の最後のとりでとも言われる極めて重要な社会保障制度の一つであります。国保の被保険者は、低所得者や高齢者が多数を占めており、医療費を国保加入者のみで負担することは非常に困難でありますことから、なるべく被保険者の負担を軽減するため、国保の運営は公費及び他の医療保険制度からの拠出金等によって賄われており、国保会計の歳入に占める国保税の割合は約20%となっております。

このたびの税率改正は、平成25年度に策定しましたむつ市国民健康保険財政健全化指針に基づき、平成26年度から平成29年度までの4カ年の収

支均衡を図るために最低限必要な額を確保し、国保の安定した財政運営を目的としているものであります。

お尋ねの2点目、今回の引き上げの理由は平成26年度から平成29年度までの収支均衡を図るということでのよろしいかということであったと思いますが、先ほど申し述べましたとおり、そのとおりでございます。

お尋ねの3点目、中身を見ると所得割、均等割、平等割のいずれも後期高齢者支援金分と介護納付金分を引き上げ、逆に医療分を引き下げの内容であるが、そのようにした理由はとのお尋ねでございますが、国民健康保険はまさにその3つの項目で構成されております。国保加入者に医療給付を行う部分、後期高齢者医療制度を支える部分、介護保険制度を支える部分で構成されておまして、先ほど来ご説明申し上げておりますように、それぞれの部分について、平成29年度までの収支が均衡するように、収入と支出を積算した結果、後期高齢者支援金分、介護納付金分については引き上げが必要であり、医療分については引き下げが可能となったものでございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。それで、具体的な内容ではありますが、今回の税率改正が平成26年度の健全化支援分を除く9,500万円、平均4%の引き上げということの内容であります。一方今部長がおっしゃいましたように、平成29年度までの一般会計からの繰り入れ予定額を1億5,000万円見込んでいますが、これとの中で、1億5,000万円の一般会計からの繰り入れにこの9,500万円を合わせて一般会計からの持ち出しができないのかどうか、この点について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 今回の税率改正は、先ほど申し述べましたとおり、基本的な考え方はむつ市国民健康保険財政健全化指針に基づいて行っております。その考え方は、それまでに累積していた累積赤字については一般会計のほうで財政状況を勘案して解消していく、それ以降、平成26年度から平成29年度については税率改正によって賄っていくという考え方でございます。その考え方に基づいて今回の税率改正を提案しているものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私のほうから何点か。値上げは1人当たり幾らで、世帯当たり幾らかということ、値上げによる市民負担、これは総額で幾らになるのかということをお聞きしたいと思います。

それとモデル世帯、40代夫婦、未成年子供が2人、課税所得200万円、固定資産税5万円、こういうモデル世帯は幾らから幾らになるのかということ。

それと現在資格証明書発行数、短期被保険者証発行数、これは幾らに、どのくらいになっているのかということ。

それと低所得者対策、これはやっぱり値上げと同時にきちんとそこら辺手当てをしないと、ますます大変になる方がいるのではないかなというふうに思いますから、そこのところはどうなっているのかということをお聞きしたい。

それと、これは市長のほうにお聞きしたいのですが、市民の税負担、これはもう本当に限界にあると私も多くの市民からお聞きをしております。大変だという話でございます。ですから、この税負担、これは本当に限界にあるということを私は聞いておりますから、そこのところを市長としてどう考えるかということをお聞きしたいと思いま

す。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目、値上げは1人当たり幾ら、世帯当たり幾ら、値上げによる市民負担増総額は幾らかとのお尋ねでございますが、今回の税率改正により1人当たりの税額は、年間9万7,492円と試算しており、県内10市で3位、1世帯当たりの税額は15万7,346円で、県内10市では6位と試算しております。

税率改正による影響額は、被保険者1人当たりでは3,750円、1世帯当たりでは6,052円の増額となります。また、税率改正による市民負担増総額は、約6,000万円と試算しております。

次に、お尋ねの2点目、モデル世帯40代夫婦、未成年の子供2人、課税所得200万円、固定資産税5万円という場合の税は幾らかとのお尋ねでございますが、年額で40万2,700円となります。

次に、お尋ねの3点目、資格証明書発行数、短期被保険者証発行数は幾らかとのお尋ねでございますが、平成28年1月31日現在で資格証明書発行世帯は113世帯、短期被保険者証発行世帯は904世帯となっております。

次に、お尋ねの4点目、低所得者対策はもっと充実されるのかとのお尋ねでございますが、平成26年度及び平成27年度において低所得世帯に対する国保税の軽減措置が拡大され、1,755世帯が軽減されております。平成28年度においても、さらに軽減が拡大される予定となっております。

具体的には、国保税の5割軽減及び2割軽減の対象所得金額が引き上げられることにより、平成27年度ベースで推計しますと、2割軽減から5割軽減となる世帯が31世帯、金額にして約108万円、軽減なしから新たに2割軽減となる世帯が40世帯、金額にして約87万円。計71世帯、金額にして

約195万円が軽減されるものと予想されております。

次に、お尋ねの5点目、市民の税負担は限界にあると思う、市長の考えを聞くとのことのお尋ねでございますが、国民健康保険に加入している方は、これまでむつ市を支えてこられた高齢者やむつ市の経済を支える自営業者の皆さんが多く、また病气やけがで仕事をやめざるを得なくなった方など、ほとんどの方々が必ず加入する国民皆保険制度の最後のとりでとも言われる社会保障制度であり、国民健康保険を安定的に運営し、いつでも、誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度を堅持することは重要であると考えています。

さらに、当市の国民健康保険特別会計は、既に多額の累積赤字を抱え、それらを全て税率改正によって賄おうとすると大幅な引き上げが必要となることから、平成25年度に策定したむつ市国民健康保険財政健全化指針においては、それまでの累積赤字については財政状況を勘案しながら一般会計で解消することとし、平成26年度以降に発生する赤字分については、県へ移管されるまでについては税率改正で収支均衡を図ることとしました。

国保運営協議会の審議の中でも国保の持続的な運営を考えると引き上げはやむを得ないという判断をいただきました。このたびの税率改正は、平成30年度からの県単位での運営を見据え、それまでの収支均衡を図るために被保険者の皆様に応分の負担をお願いし、最低限必要な額を確保しながら、国保の安定した財政運営を目的としているものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 最後の5番目、ぜひやっぱり市長のほうにお考えをお聞きしたいと思います。

本当に苦しい方たちがふえていて、私も税金だとか相談に乗ったことがたくさんありますので、本当に大変です。そのところを市長はどういう

ふうに考えているのか。先ほど給与削減で1億円、今回の値上げで6,000万円ほどですか、こういうことのお金が、また市民から吸収されるわけですから、合わせて1億6,000万円というお金が、地域経済に流れるのが流れなくなる。本当にこれは大変な冷え込みになると思います。そのところを市長は、さっきと同じお尋ねになりますけれども、市がやっぱり地域振興をしていかななくてはいけないということから逆行している施策をとっているかとは思いますが、ぜひ市長、そのところをきちんと、税負担の限界があるということも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほどの質疑とも関連すると、非常に質疑のほうに矛盾を私は感じるのですが、というのは、先ほどは、財政の取り組みをしない中で職員の給与を下げるのはどうかというお話をし、今回は財政の取り組みをしたということについて、それはやり過ぎだということであれば、果たしてそれは一体何を言っているのかということでありまして、それはさておき、今のお尋ねにお答えをさせていただくと、この国保世帯というのは、所得200万円未満の方が、これ8割いるわけです。そうした中でこの国保税を引き上げるとことは、非常にこれは心苦しいということは私自身も同じ思いであります。そして、それは国保運営協議会の中でもさまざまな意見の中で、そして苦渋の選択をして今回の引き上げを認めていただいたということもでございます。

また、この議論をするときに忘れてはならないのは、累積赤字が7億円あるということ、そして一般会計からも5,000万円を繰り出しているということ。そうした中で、地域全体で国保の受給者に対して協力をしているという体制があります。また、この累積赤字や、あるいは国保の負担がふ

えているということは、裏を返せば国保の方々に
も医療という形での受益があるということも忘れ
てはならないと思います。そうした全てのバラン
スの中で4%の引き上げということを選択したと
いうことは、私のほうから伝えさせていただき
たいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） この間、国保の事業に取り組
む職員は、本当に大変すばらしい仕事をしている
というのは重々知っております。それこそ国保健
全化計画をつくってきちんと対処するべきだと言
ったら、早速これは1年以内で健全化計画、すば
らしいものをつくって、結果としては値上げとい
う前提の計画で、ちょっと私はそこはがっかりし
たのでありますけれども、その計画は、片や健康
の推進だとか、そういうのもしっかりやって、本
来はもっと値上げのパーセントは多かっただけで
す。それを4%まで縮めたというのは、私は高く
評価したいなというふうに思っておりますが、そ
このところの市民の税負担というのは、かなりも
う限界に来ているというのは、先ほどの答弁にな
いので、その市民のそういう立場というのはど
ういうふうに考えるかと。市の財政は大変だとい
うのはわかりますけれども、そういうのを、これ
以上市民に負担をかけないというふうな考え方
があるかどうか。今回は仕方ないけれども、これ以
降は、市長は長いですから、もう値上げしないよ
うに頑張るとか、そこら辺の、先ほどではないけ
れども、目標ですよね、展望。そこをしっかりと、
もし語れるのであれば語ってほしいなという
ふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、国保の今回の値
上げというものは、私にとりましても非常に重い
決断だったというふうに思います。これ以上この

負担が重くならないような健全化対策というもの
をしなければなりませんし、そのために健康づ
くりということで、昨年の1月に健康づくり宣言
をさせていただいて、さまざまな健康の取り組み
に市民の皆様のご協力をいただいているというふ
うなことだと思っております。

いずれにいたしましても、この国保については
平成30年度の県単位での運営を見据えながら、そ
の間の収支均衡を図るために、これからも引き続
き、当然ながらこの対象者の方々の気持ちもお酌
みしながら運営してまいりたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑
を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第18 議案第16号
むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地
域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介
護老人保健施設条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第19 議案第17号 むつ市防災会議条例及びむつ市災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第20 議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。24番濱田栄子議員。

○24番（濱田栄子） 議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画について質疑いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限の延長に伴い、平成28年度から平成32年度までの5カ年を期間とする計画とし、むつ市過疎地域自立促進計画を定めたものであるとのことでした。計画書では、第1章から第9章までとなっており、産業においては過去の実績と現状が掲載され、1次、2次産業の減少と地域経済のかかわりや人口減少を分析することができます。今後大畑、川内、脇野沢の均衡ある事業展開がなされるものと思います。

今回のお尋ねは、第9章にあります集落の整備

についてでございます。集落の整備、各地域によって整備の計画が出されておりますが、その対策の中に5点ありまして、コミュニティ活動の推進、支援、生活道路や側溝、広場、公園等生活環境の向上、各集落の道路基盤整備、各集落間の交通機関の確保、集落ネットワーク圏形成支援と5点になっておりますが、今回は各集落の交通機関の確保と集落ネットワーク圏形成支援についてお伺いいたします。

今後高齢化がどんどん進んでいることも掲載され、現状があらわれておりますけれども、全体的に集落間の交通網の整備等も含まれているのかお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市過疎地域自立促進計画、44ページの集落の整備に関しましてのお尋ねでございます。この中で、この項目の中におきまして、「各集落間の交通機関の確保」とございますが、これは現在運行しております廃止路線代替バス運行事業及びデマンドタクシー運行事業の継続を念頭に置いたものであります。旧町村部の集落間を結ぶ交通ネットワークの維持と確保を目指すあらゆる手段の検討も視野に入れた表現としてございます。

また、その次の「集落ネットワーク圏形成支援」であります。これにつきましては、交通機関の確保といった部分とはちょっと異なりまして、総務省による過疎地域と集落ネットワーク圏形成支援事業を念頭に計画して掲載したものでございまして、それは地域の産業振興や伝統文化の継承、過疎集落の活性化などを目的とした、複数の集落が協働で取り組む事業を支援するといった内容になってございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） まず、全体的には私もよい計画書であると思っておりますが、今ご答弁の中で、各集落の交通機関の確保というのは、これから、もしかしてなくなるとする路線に対するデマンド交通等の今のところは消極的な計画ということですけれども、維持のための。市長にお聞きしますけれども、これからコミュニティバス等の各集落間をつなぐような、そういう交通機関の整備等は必要であると考えますでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

コミュニティバスの必要性ということでありましてすけれども、これは具体的にどういった場所でどういうふうに必要なかということについて、現時点で調査等をしてございませんので、その必要について申し上げるとすることは、現時点では難しいなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） 先ほどの部長の答弁であります、そういったことも視野に入れた、現在の計画はそういうことでありますけれども、デマンドとか現在の路線の廃止に対応するというような計画であると言いましたけれども、その後のご答弁で、そういうことも大幅な視野に入れたということですので、そういう計画、企画、調査等をするような考えはありますかどうかお知らせください。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 先ほどもお答えいたしましたけれども、計画自体にはあらゆる手段の検討も含めた形での表現というふうにさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第19号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第21 議案第19号むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、議員のうちから選任する監査委員に佐々木隆徳氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第20号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第22 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に畑中鍊逸氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時15分まで暫時休憩いたします。

午後 零時03分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第21号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第23 議案第21号 平成27年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第21号 平成27年度むつ市一般会計補正予算について質疑を2点させていただきます。

まずは、このたびも臨時財政対策債約9,177万円ほど計上しましたが、このことによって臨時財政対策債、総額幾らになったのか。そして、この返済のめどはどういうふうになるのかお知らせ願いたいと思います。

もう一つは、横迎町中央2号線整備事業がマイナス計上されました。これは、どんな理由なのかお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、9,177万5,000円の臨時財政対策債を計上しているが、これで総額が幾らになり、返済のめどはどうなっているかについてお答えいたします。補正予算で計上した臨時財政対策債9,177万5,000円を含めると、今年度は10億6,177万5,000円となり、これまでの累積発行額は165億7,978万6,000円となります。これまでの償還済額は39億8,303万6,000円で、残高は125億9,675万円となります。この臨時財政対策債は、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体自らが地方債を発行させる制度でありまして、その自治体が地方債を発行する形式をとるこ

ととなりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で100%措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源と見て差し支えないものであります。

とはいうものの、普通建設事業に係る起債残高が減少する中で、この臨時財政対策債の増加により公債費と市債の現在高が高どまりしている状況に加え、財政の硬直化の要因ともなりますことから、臨時財政対策債の発行を抑制したいところではありますものの、厳しい財政状況から臨時財政対策債の発行を余儀なくされているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 横迎町中央2号線整備事業費をマイナス計上した理由についてご説明いたします。

本事業費の当初予算額は5億3,200万円で、その財源内訳は国庫支出金3億1,920万円、地方債2億210万円、一般財源1,070万円となっております。そのうち国庫支出金に係る社会資本整備総合交付金については、3億1,920万円の要望額に対し20%の6,384万円の配分となり、これにより今年度の事業費は国庫支出金6,384万円、地方債4,050万円、一般財源221万4,000円、計1億655万4,000円となったことから、4億2,544万6,000円について減額補正するものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 5点ほどよろしく申し上げます。

4ページと18ページに掲載ありますが、4ページのほうは道の駅整備基本構想策定事業がほとんどゼロに、1,792万9,000円が補正後ゼロというふうになっております。18ページのほうを見ると、

「道の駅」整備事業費がマイナス1,012万8,000円という、この減額理由をお聞きしたいと思います。

それと同じ18ページですが、中小企業制度資金等信用保証料負担金、これが574万5,000円ふえております。これの内訳をお聞きしたいと思います。今景気が結構悪いのでありますが、そういう中でもこういうふうに貸し付け、資金を融資してもらって頑張っている企業がそれなりにふえているのかなというふうな期待も込めて内訳をお聞きしたいと思います。

それと19ページのほうですが、立地適正化計画策定事業費、これがマイナス199万8,000円というふうになっております。この立地適正化計画策定事業費の内訳と、マイナスとなった内訳をお聞きしたいと思います。

あと20ページのほう、これは削除します。

21ページのほうには、奨学金貸付事業1,335万6,000円というのが計上されておまして、これは補正したということですから、それなりに途中で申請があって、それに応えたというふうに解釈しますが、一応奨学金というのできちんと基準を満たした希望者は、これで全員それなりに希望がかなえられたというふうな形のものになっているのかどうかお聞きします。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

まず、道の駅整備基本構想策定事業については、当初基本構想策定にかかわる全体業務について、コンサルに委託して作業を進めることとしておりましたが、その後地方創生関連事業の中でアドバイザー派遣事業など、国からの支援、協力を得られる体制、環境が整っていること、そのほか財政状況等から基本構想の策定作業から建設までに至る整備手法等について、庁内においていま一度なるべく負担のかからない事業の進め方、方策等を

総合的に検討し、詰めていく必要があるとの結論に至ったことから、継続費を補正するものであります。

次に、むつ市中小企業制度資金等信用保証料負担金については、市内中小企業の経営の安定化及び設備導入等に必要な資金とするため、市内の金融機関に原資を預託し、あわせて信用保証料の補助をすることで中小企業者の負担軽減を図っている制度であります。

市の制度融資は、信用保証協会の保証つき融資となっており、事業者が融資を受ける段階で信用保証料を青森県信用保証協会へ支払うものとなっております。

市では、この負担の軽減を図るための保証料の全額もしくは一部を事業者にかわって負担しておりますが、4月から12月までの保証料負担金を支払った時点で、1月から3月までの四半期分の予算が不足したことに伴い増額補正したものであります。

- 議長（浅利竹二郎） 建設部長。
- 建設部長（吉田 正） 立地適正化計画策定事業費のマイナス199万8,000円の内訳についてご説明いたします。

本事業費の当初予算額は999万円でありましたが、むつ市立地適正化計画策定業務委託の契約額が入札により799万2,000円となりましたことから、残額の199万8,000円について減額補正するものであります。

以上でございます。

- 議長（浅利竹二郎） 教育部長。
- 教育部長（古川俊子） 奨学金貸付事業において、奨学金の貸付は基準を満たした希望者に全員貸与できているのかについてお答えいたします。

まず、奨学金の貸与に対する奨学生の募集については、年度初めに1度だけ行っているものでございます。平成27年度の奨学金貸与の募集人員は、

高校生10人、大学生等30人、専修学校生等10人の合計50人で、これに対し申請者は高校生12人、大学生28人、専修学校生6人の合計46人の応募がございました。このうち選考基準に満たず選考漏れした高校生が1人おりますが、この生徒を除いた45人に奨学金の貸与が決定しております。

ちなみに、高校生は定員を超える11人に対し貸与を決定しましたが、大学生、専修学校生が定員に満たなかったため、申請した高校生の保護者の経済的負担軽減の一助となるよう、予算の範囲内で定員を超えて貸与を決定したものであります。

なお、補正予算書21ページ記載の奨学金貸付事業費1,335万6,000円は、歳出の補正として平成27年度中に奨学金の原資としていただいた寄附金、育英基金運用利子収入及び奨学金の返還金の総額1,617万6,000円を基金へ積み立てるための増額分と、貸付金の残額である282万円の減額分を差し引いた額を計上したものであります。

以上です。

- 議長（浅利竹二郎） 5番。
- 5番（横垣成年） 中小企業制度資金等信用保証料負担金の部分であります。この地域経済の動向というか、そこら辺のところはどういうふうになっているかという、結構中小業者は頑張っているのかなというふうに思うのですが、そこら辺の部分の情報がありましたら、少し教えていただければなというふうに思います。

それと、19ページの立地適正化計画策定事業自体を教えていただければなと。どういう事業をしているのかということです。お願いします。

- 議長（浅利竹二郎） 経済部長。
- 経済部長（高橋 聖） 現在のところ、例年約160から180件の融資実績がございます。その中で平成27年度が138件、その前、平成26年度が155件、平成27年度が138件というふうに、これは1月末現在です。若干減っておりますが、このように

毎年同じような数字が並んできておりますので、その景気状況というのは、さほど変わっていないのかなとは思いますが、頑張っている人のためにやっているというふうな形でございます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 立地適正化計画策定事業であります。人口減少、高齢化社会に対応したコンパクトシティを形成していく計画であります。平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により、市町村が立地適正化計画を作成することができることとなりまして、居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなります。

むつ市の将来人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所により平成52年度には約4万1,500人となり、平成22年と比較して約2万人減少すると推計されております。市では、この課題にしっかりと対応するため、立地適正化計画策定に取り組み、人口減少の中でも安心して暮らしやすいまちの構築に努めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第24 議案第22号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお願いします。

ここでは、歳入歳出とも8,273万1,000円ということですが、この内訳をお聞きしたいと思います。単なる直営診療所の赤字補填なのか、それとも新たな設備を取りつけたり、そういうことをしたのかどうか、よろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） お答えいたします。

これは、国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布施行されたことに伴い、僻地診療所に係る運営費の算定方法が変更され、大幅な増額となったものであります。

内訳は、川内診療所分が7,408万2,000円の増額、脇野沢診療所分が864万9,000円の増額、合計で8,273万1,000円の増額となったものでございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） こういうふうな増額になったということは、逆に今度むつ市が今まで負担していた分が、その部分が浮くという判断でよろしい

のでしょうか。私ははっきり、補正ですから、赤字とかそういうのが出たのを何かの形で補填したのかなと思っていたのですが、そうではなくて、今までむつ市が一定の部分負担していて、それで国から特別調整交付金が来たので、その部分で充てがって、むつ市の負担がそれなりにこの部分軽くなったというふうな理解でよろしいのかどうかをお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 先ほど説明しましたとおり、国のほうの省令が変わりまして、国保会計を通しまして、診療所分のほうにお金が、今お話ししたように8,273万円増額となりました結果、回り回って下北医療センターのほうの診療所分の赤字分を、その分補填されることになりますので、下北医療センターに一般会計のほうで負担する分は、その分減少するということになろうかと考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第23号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第25 議案第23号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第24号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第26 議案第24号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第25号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第27 議案第25号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第26号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第28 議案第26号 平成27年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第27号～議案第34号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第29 議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算から日程第36 議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第27号 平成28年度一般会計予算について、総括質疑をさせていただきます。

まずは、このたびの予算編成において財政の健全化を最重点事項とし、事業の抜本的な見直しを含めた徹底した緊縮財政を基本としたと市長はおっしゃっておりました。見直した事業及び廃止事業はどれだけあったのか、その見直しにどれくらいの削減効果を見込んだのかをお知らせ願います。

そして、昨年もこの時期にお聞きしましたが、

脇野沢農業振興公社のイノシシ飼育事業については多額の赤字となっていて、長年この赤字を補填する形の補助金交付となっております。市長は、このことについて検討すると答えていましたので、その結果についてもあわせてお知らせ願いたいと思います。

2点目は、歳入についてであります。予算総額が前年度と比べ1.4%減となった要因は何かをお聞きしたいと思います。平成28年度の地方財政計画では、地方税で平成27年度比プラス1兆2,100億円、地方特例交付金は前年度比プラス44億円、そして地方交付税等の一般財源総額については、平成7年度を0.1兆円上回る額を確保したとしていますが、当市の予算では特に市税で約1億4,200万円の減、地方交付税は2億6,000万円の減、使用料及び手数料は約3,300万円の減となっております。地方財政計画と当市の歳入の関係について、この乖離の説明をお願いいたします。

あわせて、昨年行ったプレミアム商品券などの地方創生先行型交付金による効果は、平成28年度に反映されないのか、使用料、手数料の値上げをしても前年度よりも歳入が少ないのはなぜかお聞きいたします。

3つ目は、国は平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定するよう要請したのは、今回の一般質問で中村正志議員がお聞きした事項であります。公共施設等の維持管理、更新、除却には多額の財政需要が伴います。この計画策定により、平成28年度、施設の廃止または統合にかかわる事項がありましたらお知らせ願いたいと思います。

最後になりますが、平成28年度は地方創生元年とも言われていますし、市長もおっしゃっておりました、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き国により1兆円規模となる予定と聞いております。必要な事業を行うにしても、国と市の負担割合が発生する事業もあると思いますし、自由に使

えるお金がむつ市にはほとんど今ないというふうな状況を踏まえて、その負担割合によって起債の積み重ねで負担を余儀なくされる可能性があると思いますが、その現状と新年度はどのような考えで地方創生事業に対処するのかをお聞きいたします。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私からは、斉藤議員のお尋ねの1点目、ご指摘のありました脇野沢農業振興公社のイノシシ飼育事業の対応についてご説明させていただきます。

公社のイノシシ飼育事業につきましては、旧脇野沢村時代に農協から事業を引き継いで以来、生産コストを販売価格に転嫁できない状況が続き、市補助金を支出してもなお赤字がふえ続けており、公社全体の経営に与える影響も大きく、市町村合併直後の平成17年度では1,895万円の赤字だったものが、平成26年度には6,274万円の赤字となり、10年間で3倍に膨れ上がっております。このような状況から、平成27年度、今年度でありますけれども、公社はもちろんのこと、市といたしましても全面的に支援をし、徹底した経営改善に取り組んだところであります。

具体的には、生産に係る人件費を削減したほか、無償で提供いただいた落下リングや学校給食の残滓を餌として与えるなど、生産コストの抑制に取り組み、一方では市の特産品として積極的な産直販売を展開したほか、ふるさと納税の返礼品としての活用、また関西での販路拡大のため、去る2月3日にはホテルグランヴィア京都において、著名なレストランのシェフを初め関係者の方々を招き商談会を開催、2月8日には全国各地のホテルや飲食店のシェフの皆様をむつ市に招待し、産地視察会を開催するなど、この中の一部としてイノシシのお肉も提供させていただきました。販路開

拓と販売価格の向上に努めてきたところであります。

これに加えて、公社が指定管理者となっている道の駅「リフレッシュセンター鱒の里」において、イノシシ肉を初め地元や市内の特産品を数多く取りそろえて販売強化にも努め、イノシシ飼育事業での赤字分を少しでもカバーしようと努力と工夫を重ねてまいりました。

しかしながら、このように積極的な経営改善への取り組みをしたものの、どうしても単価が折り合わず、また今後もその見込みがないこととなっております。さらには、老朽化した施設設備が更新時期も迎えております。したがって、私は平成28年度、来年度をもって事業を終了するという苦渋の決断に至ったものであります。

ご審議いただいております平成28年度予算におきましては、現在飼育しているイノシシ、イノブタを高く売り切る戦略を展開するための予算として計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目、見直した事業、廃止した事業はどれだけあるのか、その削減効果はというお尋ねについてですけれども、平成28年度予算編成方針では、財政中期見通しの財政健全化に係る最重点事項として掲げた項目の検討を含め、これまでの事務事業を検証するとともに、今後事務事業をどのように展開していくかも想定しつつ、徹底した見直しや効率化を図ることとしており、全ての事業において検討、見直しを行った結果、財源対策額は前年度比較で約1億9,000万円の削減となりました。

主な見直し項目といたしましては、事業実施年度の延伸や事業規模の縮小等による普通建設事業

費の抑制、また基金の繰りかえ運用等により一時借入金を削減しております。あわせて施設の管理運営の見直しとして、利用状況等に基づき開設日及び時間の調整、施設機能の集約化、委託業務内容の見直しなどにより施設管理運営費を削減しておりますほか、むつ下北情報ネットワークの改修や、業務システム系サーバー機器の集約等により情報システム関連の管理経費を削減、さらに街路灯LED化事業により電気料及び修繕費の削減を図っております。

次に、廃止する事業につきましては、川内於法岳スキー場運営事業のほかチャイルドシート貸し出し事業、蜂の巣駆除事業、また小規模事業者改善資金利子補給事業については、平成28年度から段階的に廃止することとしております。

次に、2点目のお尋ねにお答えいたします。歳入について、予算総額が前年度と比べ1.4%減となった要因は何か、国の地方財政計画における一般財源総額が増加しているのに反し、地域基盤安定化基金関係を除く当市の歳入予算額が減少する乖離が生じた要因についてであります。

まず、平成28年度一般会計予算総額から地域基盤安定化基金の積立金10億円を除いた額と平成27年度の当初予算総額を比較すると、率では1.4%、金額では4億5,800万円の減となっており、これは市税で約1億4,000万円、地方交付税で2億6,000万円、県支出金の電源立地地域対策交付金で3億6,000万円の減が大きく影響したものであります。平成28年度の地方財政計画における一般財源総額は、前年度比較で約1,300億円の増となっており、この要因につきましては、臨時財政対策債約7,000億円の減、地方交付税約500億円の減などがありますものの、雇用所得環境が改善し、経済の好循環がさらに進展するなど、景気回復が見込まれるものとして地方税を約1兆2,000億円増加するものと見込んでいることによるものであ

ります。

一方、当市においては臨時財政対策債が前年度比較で9,000万円の減となったことに加え、地方交付税においては合併算定替の縮小等により2億円の減、市税におきましては、厳しい地域経済環境等から約1億4,000万円の減となるなど、地方財政計画とは異なり、主要な歳入が軒並み減少したことが当該計画と乖離した要因となっております。これは、地方財政計画が全国の都道府県や市町村を全て合算したものとなっており、首都圏や大都市など景気回復を十分に享受することができる自治体と、当市など脆弱な経済基盤ゆえに経済波及効果がそれほど及ばない自治体もありますことから、必ずしも地方財政計画と各自治体の予算が一律に連動するものとはならないものと考えております。

次に、昨年行ったプレミアム商品券などの地方創生先行型交付金による効果は平成28年度予算に反映されないのかについてお答えいたします。当市のプレミアムつき商品券発行支援事業は、地域における消費喚起策や生活支援策を目的とし、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施したものであります。

平成28年度当初予算への影響につきましては、地域における消費喚起策に寄与したことには間違いのないものと認識しておりますが、これがどのような経済波及効果を有し、市の歳入にどの程度の影響があるかにつきましては、今後の事業効果を検証することになっておりますが、現段階でこれを試算することは困難でありますことから、平成28年度予算への反映には至っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用料や手数料の値上げをしても前年度よりも歳入が少ないのはなぜかについてお答えいたします。使用料、手数料を値上げしても、前年度より歳入が少なくなっていた理由につきまして

は、値上げによる増収分を約1,400万円と見込んでいます。ところでありますが、公立保育所の閉鎖により、使用料が約3,900万円減少したことなどにより、総額で3,340万4,000円の減額となったものであります。

次に、お尋ねの3点目、公共施設等総合管理計画はどのような内容になるのか、計画の策定前に平成28年度中に行う事業についてお答えいたします。公共施設等総合管理計画は、国が示した策定指針に基づき、人口減少、極めて厳しい財政状況、老朽化問題などに対応するため、公共施設や道路などの更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公共施設の適切な配置等により財政負担を軽減し、次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現を目指すものであり、公共施設等の現況及び将来の見通しや公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを盛り込むものとしております。

平成28年度は、平成30年度からの導入が予定されております新たな地方公会計制度に対応するための固定資産台帳を整備し、施設情報の一元化を図るとともに、本計画の方針や施設情報をもとに個別の施設について、存廃を初め統合や縮小等の具体的方針を定める実施計画を定めることとしております。

また、公共施設等総合管理計画を策定することにより、公共施設の集約化や複合化等を促進するための国の特例措置である地方債が活用できますことから、まずは国からの要請による本計画の策定を今年度中に終え、平成28年度はこの計画に基づき、新町保育所及び横迎町保育所の解体工事を起債を財源として実施することとしており、切れ目なく実施計画の策定につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの4点目、自由に使えるお金がほとんどないむつ市は、事業をやるためには借金の

積み重ねで負担を余儀なくされる現状について、新年度はどのような考え方で地方創生に対処するのかについてお答えいたします。

当市では、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、急速に進行する人口減少及び少子高齢化に的確に対応し人口減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために必要な取り組みを進めていくこととしており、また平成28年度予算編成方針では、財政の健全化とあわせ、「むつ市成長戦略2016 希望のまち実現に向けた5つの重点施策」を積極的に展開することとしたところであります。

こうしたことを踏まえ、平成28年度の予算編成におきましては、むつ市の成長を促し、希望を見出すべく地方創生に関する事業を予算に組み込んだものであります。

今後におきましても、真に必要な事務事業を見きわめながら、効果的で効率的な行政運営、強固な財政基盤の確立を目指していくとともに、むつ市の成長の礎としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を積極的に展開してまいりたいと考えており、これらが将来的に地域の稼ぐ力として発展することができれば、市の財政好転にも寄与するものと考えております。

また、地方創生に係る財源の確保につきましては、地域基盤安定化基金を創設し、平成28年度は10億円の基金造成を行うこととしておりますが、この基金は地方創生に関連する事業にも充当可能でありまして、厳しい財政状況下でありましても、切れ目のない事業展開が実現できるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 市長が施政方針の中で稼げる自治体というふうなことをうたっておりますが、

こういうものが具体的に予算にどういうふうに反映されているのか。私が理解するのに、稼げるというのは地域振興というふうな意味かなというふうにも捉えるのですが、どういうふうが違うものなのかというのをお聞きしたいと思います。

それと次ですが、地域資源を活用した産業振興策をとというのも施政方針では強調しておりますが、予算にはそれこそ今までと違うものがどういうふうに反映されているのか。

3点目、最後ですが、施政方針には「世界を意識して」というふうな言葉がありますが、この世界というのはどういうところを指しているのか。とにかく世界中どこでもというふうなものなのか、それともある地域をターゲットに何か考えているものがあるのか、そしてそれは予算にどういうふうに反映しているのか、以上よろしく願います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

稼げる自治体とあるが、予算にどのように反映されているか、稼げるというのは地域振興と違うものなのかについてでございます。稼げるは、地域振興の中の一つと考えておりまして、また稼げる自治体に関連する経費の予算への反映につきましては、クラウドファンディングとしてさまざまな取り組みやアイデアをネット上で発表することで、その取り組みに共感した全国各地の人々から広く支援金を募ることができるサービスFAAVOが挙げられます。

次に、お尋ねの2点目、地域資源を活用した産業振興を強調しているが、予算には今までと違うものが反映されているのかについてお答えいたします。平成28年度むつ市一般会計予算における主要な事業として、「むつ市成長戦略2016 希望のまち実現に向けた5つの重点施策」を掲げており

ますが、新規事業のシティプロモーション事業、「新・3種の神器」商店街活性化事業、起業家ワinstopp支援事業、下北サテライトプロジェクト事業が今までと違うものとなっております。

次に、お尋ねの3点目、世界を意識してとあるが、世界はどこを指しているのか、予算にどのように反映されているのかについてお答えいたします。世界とは、文字どおり日本を含めた全世界のことでありまして、予算としてはシティプロモーション事業として計上しておりますほか、旅費を初めとした各種経費に計上しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 稼げる自治体、結構それなりに答弁を期待していたのですが、クラウドファンディングというふうな部分だけのご紹介でありまして、結局この事業一つだということで捉えているのかどうか。今回の予算書には、新体育館整備事業というのが2億3,229万2,000円と2億円ぐらいが計上されていて、ある新聞では、「まちの活力を生む契機に」というふうな社説を載せておりまして、私としてはこういうのもそれなりに稼げる自治体の一つの部分で、答弁にはあるかなと思ったのですが、残念ながらなかったのであります。まさにこの新聞に書いている活力を生む契機になればというふうな記事どおりになればいいと思うのですが、私としてはこの新体育館、それなりに疑問は今もってまだ持っておりますけれども、やっぱりこの部分で地域振興というのは市長としてはそれなりに考えているものがあるのかどうか。今までのいろいろ答弁聞くと、交流人口20万人ですか、これをきっかけにとかというふうなことは、まさにそれなりに稼げる自治体のきっかけのものになるのかなというふうに思うのですが、そのところ、体育館というのはそういう発想とは全然関係ないものかどうかというのは、そこら辺、市

長のほうから答弁よろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

稼げる自治体ということについて、少し詳しく私の思いを申し上げさせていただきますけれども、そこの地域で生産性を上げて稼いでいこうというものであります。そういった意味では、我々市自身も歳入予算を徹底して見直す必要があります、これは戦略的に例えばふるさと納税を、これを一生懸命頑張る、10億円以上稼いでいる自治体もありますから、来年の目標は1億円ということでありまして、もっともっと頑張っていきたいなと思います。

そして、民間の部門であれば、例えば1次産業従事者を含め、多くの事業者の皆様がこのまちで事業に従事しているわけです。そういった形の中で、地域資源を生かしてもっともっと稼いでもらおう、そのために何ができるのかということでは、「むつ市のうまいは日本一！」の事業の販路開拓のお手伝い、あるいはそこでなされるプロモーション、そういったもの、これは民間の事業者さんたちがそれぞれ、あるいは生産者の皆さんがそれぞれ手の届きにくいところではありますが、我々としてしっかり支援をしていこう。まずは自分たちが頑張る、そして頑張る人たちを応援して豊かなになっていくプログラムを実施することが、この稼げる地域をつくっていかうということでありまして。しかも、それは持続可能でなければならぬと思っていて、つまり最初はさまざまな事業に我々としては国や県から、そして各種団体の皆様にとっては、我々市も含めて国や県からの支援で始まったとしても、最終的には新しいビジネスモデルをつくって運営していくようなことができる事業を多くつくる地域でなければいけないという思いで、この稼げる地域というふうな形の表現をさせていただいております。

ご指摘のありました体育館についても、これはまさにご指摘のとおりでありまして、我々としてはこの体育館を通じて交流人口をしっかりと拡大をし、そしてこのまちが人にあふれて多くの人たちが稼げる地域にしていきたい、このように考えております。

先ほどのクラウドファンディングの例は、あくまでも一例ということでありまして、ことしの予算の中には、この稼げる地域ということでの予算はちりばめられていると思っております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 稼げる自治体という、どうも「稼げる」、こういう表現すると、一つの会社の経営かなというふうな発想があるのですが、その地域がそれなりに回っていくというか、そういう発想の根底には、やはりお金は外からなるべく多く持ってくる。むつ市だけでないです、民間も持ってきて、持ってきたお金は、なるべく外に出さない、循環させる。そういう経済づくりしている地域が、それなりによい形で雇用が安定してよい形の地域づくりができていかなというふうな思うのですが、そこら辺の考え方。お金はなるべく入るようにして、そのお金が外に出ないように。例えばむつ市が緑町の市営住宅をつくったとして、その市営住宅は市内のA社に仕事をしてもらうのはいいのですが、A社が例えば木材、いろんな建材を全部むつ市以外のところからそういう建材を持ってきてつくるのであれば、結局お金が出ていくという仕組みですね。逆に市内の業者に発注しても、建材だとか土台だとか、そういう木がむつ市内の業者から提供されると、その木材の生産者までむつ市が発注したお金が届くということで、結局むつ市内にお金にとどまるという構造になりますよね。そういう構造を私はぜひとも市長にはつくってもらいたい。ただ単に稼げて、何となく売上げだけが伸びているという

ふうなのでも、結局支出が逆にまたふえているという何にも意味がない、そういう経済づくりになるのかなと思いますので、そここのところの市長の考え方。なるべくお金は地域で回す、むつ市が発注したものは外に出ていかないような形で地域に回る、最大限回るような、そういうふうなやり方というの必要なと思うのですが、そこは市長、よろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々は、自由主義経済を採用している国であります。そうした以上は、このお金のグローバルな流れ、グローバルな循環というものをとめることはできない、このようなことがまず基本認識としてあります。ただし、売り上げという言い方ありましたけれども、まずはしっかりと外から人を呼び込み、外貨という言い方がふさわしいかどうかわかりませんが、このまちで消費をもらえる土壌をしっかりとつくっていくことが必要であるという認識については、私は横垣議員とは変わりません。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、1番原田敏匡議員。

○1番（原田敏匡） 議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算について質疑させていただきます。

昨年むつ市財政中期見通しが策定され、初めての予算編成となりますが、その中で示された財政健全化に向けた重点項目8点、収入確保につながる取り組み、使用料等受益者負担の適正化、人件費の削減、公共施設等のあり方の見直し、事務事業の見直し、補助費等の見直し、投資的経費の見直し、一時借入金支払利子の低減について、平成29年度以降の適用もあるかと思いますが、まずは

今年度の歳入歳出にどの程度の割合で反映されたかお尋ねいたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 原田議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市財政中期見通しで示された財政健全化に向けた重要事項8項目の歳入歳出への反映の割合についてというお尋ねでございます。この中期見通しに掲げました財源対策項目につきましては、取り組み内容が多岐にわたっており、また各部局からの予算要求額も前年度とは異なっておりますことから、割合等につきましては単純にご説明することは困難であります。主な取り組みの結果を申し上げますと、歳入では使用料及び手数料の引き上げにより1,400万円の増、ふるさと納税の目標額では3,050万円の増、また市税徴収率の目標を93.1%から93.7%へ引き上げております。

一方、歳出におきましては、普通建設事業の見直しで1億4,700万円の減、退職者一部不補充分で7,200万円の減、また事務事業の一つ一つにつきまして、予算編成のヒアリング過程で、この財源対策項目を意識しながら減額調整したのも数多くございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番川下八十美議員。

○7番（川下八十美） 平成28年度の一般会計、私は総括の質疑の申し出はいたしておりませんでしたけれども、今の斉藤孝昭議員の脇野沢のイノシシ事業、市長が今年度でその事業を終了するというような答弁をされました。

確かに脇野沢の道の駅の後ろに建物があります。いわゆる一般社団法人むつ市脇野沢農業振興

公社が所有しているものでありまして、この脇野沢農業振興公社では、ここで保健所からの許可をもらって、そしていわゆるイノシシあるいは脇野沢の物産等の加工ができる許可までもらっているわけです。ただ、確かに今建物だけ残って、事業主体が全く行われていないような状態であります。

今の市長の答弁で脇野沢のイノシシ事業をそういう形でお話するという事は、私は市長の施政方針演説にもあったこれからむつ市の新しい形をつくり上げていく趣旨にも、これは反するのではないかということであえて関連質疑としてお伺いしたいわけでありまして。再質疑でもう一つ申し上げますが、脇野沢農業振興公社のイノシシの生産の関係は、市長、どういうふうにお考えになっておられるわけですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど斉藤議員の質疑の中で答弁させていただいたとおりでございます。私が就任して間もなく、この事業について、これが非常に重い負担になっているということで職員とは議論を重ねてまいりました。昨年1年間、これはどうしても、せつかくここまで地域の資源として、産品として、例えばぼたん鍋ですとか、あるいは焼干ラーメンの中のだしにも使われたりですとか、そして脇野沢農業振興公社のほうではさまざまな産直のところで出して一生懸命売っている、そういう事情もよくわかっておりました。ところが、今のその累積赤字が、これが6,000万円を超えるものになっている、そして毎年数百万円を超える赤字がこの事業から出ているという現状がありました。ことし1年間何をやってきたかと申しますと、まず公社に対しては、この赤字を減らすために徹底的な削減策を要請しました。その結果、人件費を削減していただき、飼料代、餌代ですね、これも落ちたり

ンゴとか、あるいは学校給食の残滓を与えるですとか、そういうことでコストを削減しました。公社のほうでは、このほかにも脇野沢のほうに靴屋さんがないということで、靴も売ったり、そうしながら、本当に非常に多くの努力をしてもらって削減策に努めたところであります。

私ども脇野沢だけではなくて、市としてもこのイノシシ肉を何とかして販路開拓につなげていきたいということで、2月3日の、ホテルグランヴィア京都に持って行って、これをホテルグランヴィア京都の方々に調理をしていただいて、関西圏の一流ホテルの方々50社以上集まりましたその中で提供させていただくと。そして、こちらにレストランのシェフが来た際にも提供させていただく。

私自身もこういった中でできた関係の中で、大阪にある某レストランに行って、関西の人たちの中で、このイノシシ肉を売れないかというお話をして試食もしていただいております。そうした中で、最大限の単価というものを調整したわけでありましてけれども、その単価をもってしても赤字が続く。そしてそれは、ある意味もつとえば、これから施設が老朽化して更新時期を迎えて、それを勘案するともつとつと赤字が膨らんでいくということで、どこかでこれはやはりけじめをつけなければいけない事業だというふうに私は思っていて、そうした中で今回の判断に至ったということでございます。

この施設の今後については、まずは来年度はこのイノシシを売り切るということが目標です。しかも、これを最後ということですから、しっかりさまざまなイベントを通じて高く売って、少しでも赤字を解消して売り切るということだと思っておりますけれども、その後残る施設については、これはまだ取り壊すですとか、あるいはそういったことまで考えているわけではなくて、万が一にも事業

承継したいという方がいらっしゃれば、それはやっていただくことも十分に検討をしなければならぬことだと思っています。

ただ、そういったこともなかなか難しいというのがことし1年精いっぱい取り組んだ結果でございますので、その点についてもご理解を賜りたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 7番。

○7番（川下八十美） 実情は、私も把握いたしておりますから、よく理解できますが、今市長が、このイノシシの開発にそういう意欲を持った方がおれば、また別な話だということが今出ましたので、あえて言わせていただきますが、私の手元に、前の市長の写真と、この方は名前もみんな言えるのですけれども、本会議ですから、あえて言わないのですが、この方はギリシャのモンドセレクションで、牛バラベーコンで受賞されたのです。それで、前の市長さんのときにも、こうして表彰状と作品を持って記念写真を撮っておられる。ベーコンは、豚はあるのですけれども、牛とかイノシシはないのです。このシェフさんは、これからイノシシのベーコンをつくって、実はこの脇野沢農業振興公社が持っている建物で生産をすると販売ができると、こういうことなのです。なぜかといえば、保健所から、そこで生産することの許可をもらっているから。例えば自分の店でそれを出すことはできるけれども、お客さんがこれを買って、そして自分の家に持っていきたいと要求されても、外へ販売することはできないのです。

このレストランは、大湊駅前の「ホテルフォルクローロ大湊」と提携していますから、観光客を主に、大変失礼ですけれども、大湊は朝食、夕食をとるところはないとは言わない、少ない。とにかく提携して、旅行者は「ホテルフォルクローロ大湊」から、そこの店へ行って朝晩会食している。その観光客がそういう牛のベーコン、豚のベーコ

ンではないです、その製品をお土産として持っていきたくても売るわけにはいかない。ですから、今の脇野沢農業振興公社のところで、こういった意欲を持った方がむつ市の中にはいるのです、市長。だから、こういう方が、今市長から答弁がありましたから、やはり新製品をつくって販売をするという方向で行くことが最も私は大事なことだろうと思っております。

そういう意味で、余り具体的なことは個人のあれもありますから、別な形で白尾理事長さんとも現地の状況等をお聞きしたうえで、やっぱり一般社団法人の公社ですから、これを生かすような方向でいくことによって赤字の解消あるいは公社の存続、それよりも何よりもイノシシのこれからの、脇野沢の北限のサルではなく、タラだけではなく、イノシシは脇野沢の一つの看板にもなっているわけですから、これから明るい方向で、市長、持っていかれるように要望をいたしておきます。

具体的なことについては、ご相談させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。済みません、関連で。

○議長（浅利竹二郎） これ川下八十美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢

者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

以上で平成28年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号から議案第34号までの平成28年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第34号までの平成28年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたし

ました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時34分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に菊池光弘議員、副委員長に原田敏匡議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第37 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第2号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第38 報告第2号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第39 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第4号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第40 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます報告第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

◇報告第5号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第41 報告第5号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第42 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

◇報告第7号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第43 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(浅利竹二郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月11日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月14日及び15日は予算審査特別委員会のため、3月16日及び17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、明3月11日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月14日及び15日は予算審査特別委員会のため、3月16日及び17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月12日及び13日は休日のため休会とし、3月18日は付託議案審議、議案第35号及び議案第36号の質疑、討論、採決並びに議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時41分 散会